

大津市立和邇小学校PTA会則

第一章 名 称

第1条 本会は、大津市立和邇小学校PTA（以下、「本会」という。）と称し、事務所は大津市立和邇小学校に置く。

第二章 目 的

第2条 本会は、会員の資質の向上と家庭・学校・地域社会の連携を密にし、児童の健全育成を目的とする。

第三章 方 針

第3条 本会は、次の方針をもって活動する。

- 1 会員相互の研修および親睦をはかる。
- 2 家庭と学校が協力して教育的環境の整備をはかる。
- 3 その他前条の目的を達成するため必要なこと。

第4条 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の干渉も受けない。

第5条 本会は、学校の団体、人事および管理に干渉せず、また、学校の財産的維持に関して直接の責めを負わない。

第四章 会 員

第6条 本会は、大津市立和邇小学校に在学する児童の保護者、ならびに本校に勤務する校長および教師を会員とする。

第五章 役 員

第7条 本会の役員は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----------------------------------|----------------|
| 1 | 会 長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 2名 |
| 3 | 会 計 | 1名 |
| 4 | 庶 務 | 1名 |
| 5 | 総 務 | 4名 |
| 6 | 特別役員 | 3名（校長 教頭 教務主任） |
| 7 | 本会の役員定数は、役員会の議決を経て一時的に変更することができる。 | |

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し会議を召集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 会計は、本会の会計を担当する。
- 4 庶務は、本会の事務一般を担当する。
- 5 総務は、第16条に定める各部の部長並びに、
学級委員長及び地区委員長を兼任し、諸行事の運営を担当する。
なお、厚生部長が学級委員長を務める。
- 6 特別役員は、随時会議に出席し意見を述べる。

第9条 本会は、会計監査2名をおく。 会計監査は、年度末までに監査を行う。

4年生の正学級委員、副学級委員がこれにあたる。

第10条 本会に地区委員会をおく。

- 1 地区委員は、地区関係機関と連絡協調を密にし、地区児童の福祉増進に寄与する。
- 2 副委員長は、委員の互選によって決定する。
- 3 委員長・副委員長は、必要に応じて委員会を開くことができ、役員会での
議決事項については各委員に諮る。
- 4 地区委員長は、教師委員および地域菅家諸団体、警察関係機関等と連携し、児童の安全対策の推進をは
かる。
- 5 副委員長は、選挙管理委員長・副委員長を兼任する。

第11条 本会に学級委員会をおく。

- 1 学級委員は、担当教師と連絡協調を密にし、学級児童の教育向上に寄与する。
- 2 委員長は、必要に応じて委員会を開くことができ、役員会での議決事項については各委員に諮る。

第12条 本会に教師委員若干名をおく。

教師委員は保護者と連絡協調を密にし、家庭・学級各教育の充実に寄与する。

第13条 役員の任期は1ケ年とする。

第14条 会長・副会長・会計・庶務・総務・および地区・学級・教師各委員の選出は、別に定める選挙細則に
よる。

第15条 本会に顧問をおくことができる。

第六章 専 門 部

第16条 本会は、次の3つの専門部をおく。

- 1 研修部
- 2 広報部
- 3 厚生部

第 17 条 各専門部は、学級委員によって構成し、互選により各専門部の副部長を決定する。その任務内容は次のとおりとする。

- 1 研修部は、児童と会員相互の研修と親睦をはかる。
また、学校環境の整備をはかる。
- 2 広報部は、本会の広報活動の充実をはかる。
- 3 厚生部は、ベルマーク活動の推進をはかる。

第七章 会 議

第 18 条 本会の会議は次のとおりとする。

- 1 総会
- 2 執行部会
- 3 役員会

第 19 条 総会は年 1 回、役員会は必要に応じ開催する。

ただし、会員の 3 分の 1 以上、または、特別役員から要求のあった場合は、臨時総会を開かなければならない。なお、会長が必要と認めた時は開くことができる。

第 20 条 会議の成立は、各会の構成員の 3 分の 1 以上とする。ただし、総会においては委任状出席をみとめる。決議は、出席者過半数の同意を必要とする。

第 21 条 総会は、会員・地区委員・学級委員・教師委員および役員をもって構成する

最高決議機関で、任務・構成は次のとおりとする。この場合、役員は決議権を有しない。

- 1 会議の審議決定。
- 2 会則および選挙細則の改正。
- 3 予算の審議決定および決算の承認。
- 4 新役員の報告確認。
- 5 その他必要な事項。

第 22 条 執行部会は会長・副会長・特別役員をもって構成し、任務権限は次のとおりとする。

- 1 総会決議に基づく常時会務の運営。
- 2 総会議事・日程の決定。
- 3 各部からの報告と審議。
- 4 専門部・委員会からの報告と審議。
- 5 その他必要な事項。

第 23 条 役員会は、会長・副会長・会計・庶務・総務・

特別役員をもって構成し、任務権限は次のとおりとする。

- 1 総会決議に基づく常時会務の運営。
- 2 総会議事・日程の決定。
- 3 役員会からの報告と審議。
- 4 専門部・委員会からの報告と審議。
- 5 その他必要な事項。

第24条 本会は、補佐をおくことができる。補佐は、教師若干名がこれにあたる。

第八章 会 計

第25条 本会の経費は、会費・事業収入および寄付金で支弁する。
会費は前期1回徴収する。ただし、年度途中に転入があった場合は転入月より月額計算で徴収する。なお、転出の場合は返金しない。

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第九章 慶 弔 費

第27条 会員に慶弔があった場合には、次の慶弔費を支給する。

- 1 会員および本校在籍児童が死亡した時5,000円を支給する。
- 2 その他必要に応じ役員会にて協議する。

第十章 改 正

第28条 本会の会則および選挙細則は、総会において委任状出席を含む出席の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

付 則

本会会則は、平成4年5月26日改正施行する。

本会会則は、平成9年10月4日改正施行する。

本会会則は、平成12年5月24日改正施行する。

本会会則は、平成16年10月25日改正施行する。

本会会則は、平成22年5月18日改正施行する。

本会会則は、平成26年5月21日改正施行する。

本会会則は、平成27年5月20日改正施行する。

本会会則は、平成28年5月18日改正施行する。

本会会則は、平成29年5月18日改正施行する。

本会会則は、令和元年5月16日改正施行する。

本会会則は、令和2年5月14日改正施行する。